

人間環境大学学費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、人間環境大学学則（以下、「学則」という）第55条から第60条および人間環境大学大学院学則（以下、「大学院学則」という）第54条から第59条の規定に基づき、学費およびその他の納付金（以下、「学費等納付金」という）について、納入方法、その他必要な事項を定めるものとする。

(学費等納付金)

第2条 学費等納付金とは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 学費： 入学金、授業料、教育充実費、施設設備費、資格課程費（教職課程費、保健師課程費）、実習費（助産学実習費、実験実習費、追実習料）、科目等履修料、研究料、聴講生登録料および受講料
 - (2) その他の納付金： 入学検定料、追試験受験料、再試験受験料、在籍料、復籍料、再入学期料および延滞料
 - (3) 証明書等発行手数料
 - (4) 学生保険料
 - (5) 学生後援会入会金、学生後援会年会費、同窓会入会金および同窓会費
- 2 前項第1号に関する納付金額については、別表1に定める。
 - 3 第1項第2号に関する納付金額については、別表2-1に定める。
 - 4 第1項第3号に関する納付金額については、別表2-2に定める。
 - 5 第1項第4号および第5号に関する納付金額については、別に定めるところとする。

(学費等納付金の返還)

第3条 既に納入した学費等納付金は、返還しない。但し、入学手続きに係る取扱いについては、この限りではない。

(学費の納入方法および納入期日)

第4条 第2条に定める学費は、該当年度の学費を前期および後期の2回に分けて、次の期日までに大学が指定する方法により納入しなければならない。

前期分 4月 20日

後期分 9月 15日

- 2 新入学生（編・転入学生を含む）の入学時における学費は、別に定める期日までに大学が指定する方法により納入しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、資格課程費および実習費の納入方法、時期等については別に定めるところとする。

(長期履修者に係る学費の納入方法の特例)

第5条 大学院学則第5条第2項に定める規定により、長期の履修を認められた者（以下「長期履修者」という）にあっては、長期履修期間に限り、別表1に定める入学金を除く学費の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を、長期履修期間の年数で除した額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）を1年間に納入する額とし、第4条第1項に定める期日までに、指定する方法で納入しなければならない。

(学費の延納)

第6条 第4条第1項の期日までに学費の納入ができない者は、次の期日までに延納願いを提出し、許可を得なければならない。

前期分延納願い 4月15日

後期分延納願い 9月10日

2 延納を許可された者は、次の期日までに納入しなければならない。

前期分 6月30日

後期分 11月30日

3 第1項の規定による延納を許可された者が、やむを得ない理由により前項に規定する期日までに学費の納入ができないときは、所定の期日までに再延納願いを提出し、許可を得なければならない。再延納を許可された者は、次の期日までに納入しなければならない。

前期分 7月31日

後期分 12月25日

4 国の高等教育の修学支援制度の対象となった者は、第1項の規定にかかわらず、第3項に規定する期日まで、納付を猶予する。

(学費の分納)

第7条 第5条第1項による学費の納入ができない者は、次の期日までに分納願いを提出し、許可を得なければならない。

前期分分納願い 4月15日

後期分分納願い 9月10日

2 分納の金額は、分納願において定める。

3 分納を許可された者は、次の期日までに納入しなければならない。

前期分分納期日

(第1回) 4月20日 (第2回) 6月30日 (第3回) 7月31日 (第4回) 8月31日

後期分分納期日

(第1回) 9月30日 (第2回) 10月31日 (第3回) 11月30日 (第4回) 12月25日

4 分納を許可された者が、前項に規定する期日までに納入しないときは、その翌日をもって分納の許可を取り消す。

(学費を滞納した者)

第8条 所定の期日までに学費を納入しなかった者は、次の期日までに、別表2-1に定める延滞料および滞納学費を納入しなければならない。

〈所定の期日〉

前期分 8月31日

後期分 12月25日

〈納入期日〉

前期分 9月15日

後期分 翌年1月20日

2 前項に規定する納入期日までに延滞料および滞納学費を納入しなかった者は、学則第27条の1の規定により除籍となる。

(復籍者の学費)

第9条 復籍を許可された者は、許可された日から3月31日までに別表2-1に定める復籍料を納入しなければならない。

2 復籍を許可された者は、復籍する年度の所定の学費を納入しなければならない。

(再入学者の学費)

第10条 再入学を許可された者は、許可された日から3月31日までに別表2-1に定める再入学料を納入しなければならない。

2 再入学を許可された者は、再入学する年度の所定の学費を納入しなければならない。

(休学中の学費)

第11条 休学期間は、学費を免除する。ただし、別表2-1に定められた在籍料を納入しなければならない。

2 指定された期間内に在籍料を納付しない者は、休学許可を取り消す。

(外国留学生の学費)

第12条 学則第24条第3項に定める通り、留学期間は休学の取扱いをしないものとする。従って第11条の規定は留学期間中には適用しない。

(編・転入学者の学費)

第13条 編・転入学を許可された者の学費は、入学を許可された年次の学生のそれと同額とする。

2 編・転入学を許可された者の入学金は、入学を許可された年度の額とする。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

(補足)

第15条 この規程に定めるものの他、学費等の徴収に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

附則 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この規程（別表2改正）は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この規程（別表3改正）は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この規程（別表3改正）は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この規程（別表1改正）は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この規程（別表5新設）は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この規程（別表3改正）は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成27年6月22日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成28年8月31日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度までの入学生のうち学部4年を超えて在学する者（休学中の在籍期間を除く）の学費は、なお従前のとおりとする。

附則 この規程（改正）は、平成30年7月1日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成2年4月1日から施行する。

附則 この規程（別表1の改正）は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この規程（別表1～4の改正）は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この規程（改正）は、令和6年4月1日から施行する。

平成 28 年 11 月 30 日

人間環境大学学費規程の特例措置

人間環境大学学費規程の改正（改正日平成 28 年 11 月 30 日、施行日平成 29 年 4 月 1 日）のうち、第 11 条（休学中の学費等）の規定は、改正日から全ての在籍学生に適用する。